

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	福島県南会津郡南会津町の女性	平29.2.1	中皮腫 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 放射線画像の所見からは中皮腫の可能性が高いと考えられるが、病理学的診断では、悪性所見が認められず中皮腫とは認められないから、中皮腫であると判定することはできない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、中皮腫に罹患し、当該疾病に起因して死亡したとして申請。	平28.6.22	平28.12.6
2	独立行政法人環境再生保全機構	岡山県総社市の男性	平29.8.29	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 放射線画像診断では中皮腫を否定できないが、病理学的診断で中皮腫であると認められないから、結論として中皮腫であるとは認められない。また、原発性肺がんであるとしても、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められないから、石綿を吸入することにより発症したとは判定できない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、申請中死亡者の息子。 審査請求人は、申請中死亡者が、石綿を吸入することにより、中皮腫に罹患したとして申請。	平29.2.2	平29.7.3
3	独立行政法人環境再生保全機構	山口県周南市の女性	平29.12.27	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 未申請死亡者は、大量の石綿ばく露の可能性はあるものの、画像診断上「びまん性胸膜肥厚」は認められず、呼吸機能についても、留意事項に定めらるびまん性胸膜肥厚にかかる「著しい呼吸機能障害」は認められないとして、未申請死亡者にかかる特別遺族弔慰金等請求を棄却した原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患し当該疾病に起因して死亡したとして申請。	平29.7.10	平29.10.5